

平成17年度 第1回支部部会合同研修会

『社会保険労務士事務所の 個人情報保護法対策』

開催日	平成17年6月29日(水)
場所	電設健保会館 講堂
講師(パネリスト)	家村啓三氏(支部会員) 小林幸雄氏(支部会員) 本間邦弘氏(支部会員)
コーディネーター	柏本和江氏(支部会員)

東京都社会保険労務士会

千代田・中央支部

個人情報保護法 法制化への歩みと概論

プロローグ

宇治市住民基本台帳流出事件

法制化への歩み

1. OECD プライバシーガイドライン
2. 個人情報保護条例
3. 行政機関保有電子計算機処理個人情報保護法
4. EU 個人データ保護指令
5. 日本での個人情報保護法

個人情報保護法とは

総論

1. 法の目的
2. 法の概要
3. 関連（関係）5 法
4. どの法を適用するか(一般法部分)
5. 個別法
6. 政府による基本方針の策定
7. 主務大臣の指針（認定個人情報保護団体の指針）

各論

1. 民間事業者の遵守すべき具体的義務と保護の対象
2. 義務を負うのは個人情報取扱事業者
3. 苦情の処理と違反
4. 個人情報
5. 個人データ
6. 個人保有データ

個人情報取扱者の対応

個人情報を 5 0 0 0 件以上取り扱う個人情報取扱事業者は、個人情報保護の保護義務の実施

個人情報の取り扱いについてのマニュアル化と、利用する従業員への教育

個人情報保護の推進、管理、監視していく組織体制の確立

個人データを保護するセキュリティの確立

本人から苦情への対応

罰則の適用（不適切な扱いについて懲役 6 ヶ月、3 0 万円以下の罰金）

主な個人情報漏えい事件

04 年 11 月 ホテル社員が通勤途中に宿泊予約情報を記録した P C を盗まれる 10495 件

04 年 11 月 学校 校長が、学習指導要領を紛失 29 件

04 年 11 月 旅行 旅行参加者名簿が都内複数大手新聞社に匿名で郵送された 129 件

04 年 10 月 医療 事務室より患者情報の入った P C が盗まれる 2500 件

04 年 9 月 情報 システム保守業務再委託会社にて、個人情報を記録した P C 盗難
56660 件 他多数

どのような事態を招くのか

被害者への賠償 損害賠償金、訴訟費用

説明責任・信用失墜防止 マスコミ対応費用・公告費用・通信費用

事故対応策 コンサルティング費用・見舞費用・事故原因調査費用・損害賠償請求費用

小林事務所で行った P マーク取得コンサル業務、

04 年 10 月から 05 年 5 月まで 8 ヶ月間で、月額 25 万円で受託

個人情報保護方針の文書化

C P 策定の組織立案

C P 策定の作業計画立案

個人情報保護方針の組織内周知

個人情報の特定

個人情報取り扱いシステムの評価

C P の構成検討、基本規程策定、詳細規程策定、その他運用文書策定

C P に準じた体制の整備

C P を周知するための研修の実施

C P の運用状況を監査

C P の改善の実施

社労士として個人情報保護について、具体的に何をどうしたらよいのかが疑問です。特に、個人情報取扱事業者となる社労士事務所（社労士法人）とは、社労士事務所における個人情報保護とは、目的外使用も含めて具体的にどういうものか。の 2 点について疑問です。しかし、受託する業務内容と密接に関連すると思われるので個人的にまとめご指導いただきたいと思ひます。

1. 受託する業務の分類について

(1) 契約形態や業務での分類

・契約形態については、顧問契約とスポットの場合が考えられます。

・業務の内容について

手続き全般（得・喪、算定、年更、その他）および相談業務など

手続きおよび給与計算 相談業務のみ

その他、様々な組み合わせがあり、また刻々変化する可能性があります。

2. 個人情報保護に関する具体的な対応について

(1) 顧客などと確認するポイントについて

個人情報として受託する内容の記載方法

使用する項目や目的の記載方法

本人からの承諾について

本人からの問い合わせに対する対応について

(2) 確認書または依頼書等の書面の締結が必要か、入社・退社連絡票に個人情報保護の文言を入れる事で良いかが疑問です。

そこで、自分なりに依頼者を作成しましたのでご指導をお願いします。

依 頼 書（離職票の手続き依頼の私案）

本日、次の事項を貴事務所に依頼します。 平成 年 月 日

1. 依頼の内容

社員 ○の離職票に関する手続きとそれに関する一切の件

2. 提供する書類等

賃金台帳・タイムカード（ 年 月分～ 年 月分まで）

その他、手続き関連に必要な書類や書類への押印

3. 本人からの問い合わせについて

本人からの問い合わせについては、原則として依頼者応じるものとする。但し、依頼者からの依頼や緊急の場合には、受託者が本人であることを確認のうえ、本人のみに回答ことがあります。

4. 諸手続きにおける情報の提供に関して本人からの承諾については、当社がおこないます。

依頼会社名

印